

農林水産省共済組合の団体扱自動車保険を あらたにご利用されるにあたり、 特にご注意いただきたいこと。

お客様
チェック

「預金口座振替依頼書」をご提出いただきましたか？

- ご提出されなかったり、ご提出が遅れると保険料のお引き落としができない場合があります。

お客様
チェック

「個人番号」は12桁の番号をご記入いただきましたか？

- 組合員証に記載のある記号（4桁）番号（8桁）をご記入下さい。

お客様
チェック

満期案内は取扱代理店が行うことをご確認いただきましたか？

- 満期案内ならびに継続案内につきましては、満期日の1～2か月前にご案内させていただきます。

FAX

好きな保険会社を選んで、お電話もしくはFAXでご連絡ください

お電話 通話料無料

現在ご加入の「保険証券」「車検証」「免許証」をお手元にご用意ください。

東京海上日動 **0120-833-325** (平日 9:00~18:00 / 土日祝休)
(制度幹事代理店東海日動パートナーズTOKIO新宿支店の電話)

損保ジャパン日本興亜 **0120-832-910** (平日 9:00~17:00 / 土日祝休)
(制度幹事代理店株式会社カワシマの電話)

MS&AD 三井住友海上 **0120-135-885** (平日 9:00~17:00 / 土日祝休)
(三井住友海上・農林水産省共済組合専用フリーダイヤル)

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 **0120-544-101** (平日 9:30~17:30 / 土日祝休)
(制度幹事代理店あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 (ADインシュアランスサービスサポートセンター) の電話)

FAX 24時間受付、見積無料 折り返しのご連絡は翌営業日になることがあります。

本シート(下記見積依頼書)に必要な事項をご記入のうえ、現在ご加入の「保険証券」「車検証」「免許証」を本シートとともにFAXしてください。

東京海上日動 **0120-365-136**
(制度幹事代理店東海日動パートナーズTOKIO新宿支店のFAX)

損保ジャパン日本興亜 **0120-487-383**
(制度幹事代理店株式会社カワシマのFAX)

MS&AD 三井住友海上 **0120-390-075**
(三井住友海上・農林水産省共済組合専用フリーダイヤル)

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 **045-212-4347**
(制度幹事代理店あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 (ADインシュアランスサービスサポートセンター) のFAX)

FAXなら

いずれも24時間受付

次の場合はFAXではなく、お電話にてお見積依頼してください。

- 現在ご加入の保険期間中に保険会社に報告した事故がある場合
- 満期日(保険開始日)または加入希望日までに2週間以内の場合

農林水産省共済組合団体扱自動車保険

FAX見積依頼書

氏名	フリガナ			男 女	担 所 属 所	※記入必須
自宅住所	フリガナ			〒	都 道 府 県	市 区 町 村
ご本人 生年月日	昭和	平成	年 月 日	自 連 絡 先	TEL: () -	
	昭和	平成	年 月 日		FAX: () -	
年齢条件※ (最若年運転者)	※ご本人と異なる場合のみ最若年運転者の生年月日をご記入ください。			勤 務 先 先	TEL: () -	
					FAX: () -	
お申込み 区分	切替	現在のご契約の 満期日	年 月 日	携 帯 電 話	TEL: () -	
	新規	お車の購入予定日 もしくは納車日	年 月 日		TEL: () -	
運転免許証 (ご契約のお車を 主に運転される方)	ゴールド	ブルー	グリーン	連 絡 希 望 先	ご自宅 勤務先 携帯電話	
	免許証の有効期限 ▶ 年 月				<small>←保険始期日時点※において有効な記名被保険者の免許証の種類(色)がゴールドの場合、ご加入の保険種類によっては、ゴールド以外に比べて割安になります。 ※保険始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月間)内にある場合は、更新前後の免許証のいずれかがゴールド免許証であるとき、ゴールド免許証とみなすことができます。</small>	
お車の 使用目的	日常・レジャー使用		通勤・通学使用	業務使用		
	<small>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれかにも該当しない場合 ※通勤・通学には最寄駅への送迎やお子様の通学の送迎は含まれません。 ※「通常」とは、年間を通じて平均月15日以上の使用頻度をいいます。「年間を通じて」とは、保険始期日時点以降1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。 ※「使用目的」は記名被保険者(お車を主に使用される方)だけでなく、ご契約のお車を使用されるすべての方の使用実態により判断ください。</small>		<small>業務使用に該当せず、お車を通常、通勤・通学に使用されている場合</small>	<small>お車を通常、業務(仕事)に使用されている場合</small>		
通信欄						